

遼寧省檔案館編

中國近代社會生活檔案（東北卷二）  
12

廣西師範大學出版社

· 桂林 ·



# 目 录

- 1 龙江省洮南县农村自治及社会生活 一九三五年 ..... 一
- 2 北安省绥化县蔡家窝堡农户的迁移及土地概况 一九四一年 ..... 十八
- 3 北安省绥化县蔡家窝堡佃耕关系 一九四一年 ..... 五九
- 4 北安省绥化县蔡家窝堡的劳动关系 一九四一年 ..... 六六
- 5 北安省绥化县蔡家窝堡农民的债权关系 一九四一年 ..... 一〇〇
- 6 北安省海伦县福海村后三马架屯的沿革及劳动关系 一九四二年 ..... 一二三
- 7 北安省海伦县福海村后三马架屯的家庭结构及氏族状况 一九四二年 ..... 一五三
- 8 兴安南省科尔沁左翼中旗的沿革 一九三五年 ..... 一七六
- 9 兴安南省科尔沁左翼中旗社会等级、习俗及宗教 一九三五年 ..... 一八四
- 10 兴安南省科尔沁左翼中旗土地概况 一九三五年 ..... 二〇八
- 11 兴安南省科尔沁左翼中旗农民结构及自然村落农民的情况 一九三五年 ..... 二四四
- 12 兴安南省科尔沁左翼中旗生活习惯及生活水平 一九三五年 ..... 二五〇
- 13 兴安南省扎赉特旗社会等级及宗教习俗 一九三九年 ..... 二六一

# 農村自治及社会生活

## 第一節 心内の協同生活

一、心内農家相互を結び付けてある親戚関係と相互扶助

親戚関係は一般に結婚に依り生ずるなり。

即ち母の里方及母の兄弟姉妹、妻の里及妻の兄弟姉妹等を親戚といひ、而して親戚としての交

際は祖父母の親戚迄にして、之も祖父母の生存中は交際するものとす。

死亡後は漱次疎遠となる

親戚間の相互扶助をなす場合は

1. 生活に困窮せる場合（現金又は現物を無利子融通又贈與）
2. 冠婚、祭典の場合互に手伝ふ（病氣、出産等の場合）
3. 家屋の建築修繕の場合に手伝ふ。

親戚相互に於ける貸借は一般に出来得る限り避けるを普遍とす。

同族としての交際五代迄（五服）なり。

二、心内農家相互間の相互扶助

1. 生活困難なる場合、金銭、食料等の白借行はれることあり、家畜、農具の融通も行はれる。



最も一般に且つ多く行われるは農具の融通なり。

家畜、農具の融通一例

朱長海 ↓ 徐景文：馬、馬車

畢 林 ↓ 徐永春：馬、犁、小農具、馬車

趙鳳生 ↓ 对佐臣：馬、馬車、犁、小農具

本宅内には碾子、磨を所有するものともに各四戸ありて其の他の宅内は皆自由に使用し得るなり。

## 2. 勞力の融通、共同耕作、吃飯調製を共同にてなすことなり。

然し屋根の修理、土塚の修理、建築等の場合は並隣同志手伝ひ合ふことあり。

(手伝の事を帮忙といふ)

結婚、葬儀の場合には全部にて世話するを普通とす。

換工は番種、除草の隊行は水る、棉具、牛具なし。

## 3. 贈與、施與

本宅内に於ては富者が貧乏人に対し殘飯、穀物、衣服を施與することあり。時に燃料等を施與する事あり。

收穫後の善悪は誰か捨小る自由なり。

本宅内には乞食をなす者なし。



他々からは正月、二月頃に来るのが多いのである。

#### 4. 自衛の爲の協同

屯内全部共同にて之を防備に當る。

#### 三、共同利用

##### 1. 放養地、共同墓地、脱穀場

放養地以前の税頭の土地は約二十田地（屯の額）あり。共同利用しつゝ、あり、放牧、採土をなす。

共同墓地、脱穀場なし。

##### 2. 家畜、農具の共同利用、共同購入なし。農具中碾子、磨は前述せる如く屯中の所有せるもの

を便宜利用しつゝ、あり。

井戸は共同にて掘りたるもの二個あり、其他屯内に井戸を所有せるもの四戸あり。へす及疎孔之鑿、許運鹽、許運種、で、任意に使用せしめつゝ、あり。

小作人のみに限らるゝといひ小作なし。

#### 四、組み

同一屯内に於て自然に相互扶助を約束されたるが如き「組み」と云ふべきものなし。

#### 五、協同生活と屯の階級構成

本屯の構成は地主が五戸ありて、それに小作人、肥育、榜育が從屬して存在し、自衛者は

、 当 家 の 女 小 事 は 家 族 は 絶 対 に 服 従 す る 事 を 要 す。  
○、 当 家 、 一 人 に て 決 定 し 行 小 事 は

金 銭 の 出 納 ( 雇 賃 年 終 の 慶 弔 賞 ) 耕 作 面 積 及 付 作 物 の 面 積 の 割 合 決 定、 白 布、 染 布  
其 他 購 入 す る、

○ 家 族 の 同 意 を 要 す る 事 項

土 地 の 売 買、 建 物 の 売 買、 穀 物 の 売 買、 農 具 の 買 取、 買 取、 農 具 購 入、 結 婚、 出 嫁、 雇 傭 人  
の 採 用、 解 雇、 招 ( 父 母 の 老 衰 し た 場 合 ) 被 服 衣 履 の 準 備 等、  
ナ と い 小 状 記 載 な り、

従 っ て 小 作 人、 把 青、 務 青 及 全 戸 敷 の 〆 を 占 め、 之 等 農 民 ( 兼 勞 者 ) は 稼 働 性 多 く、  
少 少 な り と も 有 利 と 云 へ る、 土 地 へ と 取 々 と す る 者 多 し と 認 め ら る、

### 六、 村 八 分

現 在 村 八 分 に さ れ て ゐ る 者 な し、 又 家 際 努 力 者 が 氣 に 入 ら ぬ 屯 民 を 追 ひ 出 す 林 な 事 例 な し、  
若 し 屯 内 で 悪 い 事 を し た 者 は 牌 長 — 甲 長 — 保 長 — 警 察 署 に 届 出 で、 追 ひ 出 す 事 と な っ て  
ゐ る、

### 七、 集 田 移 住 の 例

本 屯 は 開 拓 年 代 新 し く 最 初 五 戸 一 館 に 未 屯 せ り、 慶 徳 郷 に て 同 一 屯 に 居 た ( 資 青 年、 姜 林  
朱 長 海、 許 連 璧、 張 樹 甲 ) 本 屯 より 他 に 集 田 移 住 せ る 事 な し、

## 第三節 家族制度

### 一、家族の共同生活

(本心には大家族制度として見るべきものをさる。一般に付き記述することとする。)

#### 1. 世帯の大いさ (戸別表集計)

#### 2. 家族内の統制

家族を代表する者を「当家的」と称す。

「当家的」は家に居る兄弟の中能力ある者を選んで父が命ずるのである。元来「当家的」

にならざるも別に不和となる事なし。

○家族全部で相談する様な場合は二十才以上 五十才迄の男のみである。

○親族が集って相談する事なし。

○、当家的の意見を聞かぬ者は西親に話し意見をなし、それでも改めざるときは分家させるのである。

#### 3. 家内の協同及家計分離独立の程度

家族の間で仕事の分担を決めるのは大家族(五―六十名)のときに行はれるのである。

○收穫物及出稼人の仕送りは全部一家のものとなる。

○物資の購入、消費は全部家族は同一である。現金と出納は「当家的」が管理してゐる。

○家産道具にて個人のものゝ家のものと区別する事なし。

○小家族の飼養を別個に取扱小例は本宅にはなし。

例（富貴保の保長、田舎の家）に於ては個人のものとして区別することあり。

○妻の持参金（小分子銭）は別個に取扱ひ小使銭とすることを得、自分で扱ひいもの、子供に菓子を買寄（）

○家の負債、個人の負債、個人の投資はしない。亦に、当家、の許可なくして個人にての買債は絶対に出来ないのである。亦一面習慣として個人に「コツソリ」貸す人もない。○家族は大抵のことは、当家、の許を得る事を要するのである。

#### 4. 大家族制度

大家族制度に対する農民の感想を述べる（本宅には大家族の例なきに付）

大家族となるは厄弊盛じくしてゐることに依りて生ずる満洲に於いては一般に五世同堂といふて名譽な家族とさされてゐる。而して大家族は理契約のものと一般に考へてゐる。

#### ○大家族の長竹

金銭の出入り入水（圓空流通）は何時でも出来るが人間は未たら病氣とか死ぬといふこと故一齋に居たい。その家で大家族はもつとも幸福な家庭と稱人は考へてゐる。

分家せず一家に居るのは老人はよろこび、女対に父の違若なうちに分家すると祖父は心配する。

長竹としては



一、購入財産が有利に行はれる。

二、附近の人々から羨望の的となると又優越感を感じる。一面大家族口必ず財産あり子孫にも充分教育を授けさせ得る。

○短所 別に取り立て、言ひべきものなし、遊ひて去へば良い食物を食べられないといふ程度なり。

## 二、相続制度 分家

### 1. 長子相続 養子

○長子相続の行はれることは多い。

○養子を取るのには四十才位になつても子供のない本生れる望もない時にもらふ。原則としては兄弟の子供をもらふ。即ち兄弟の子供をばきときは弟の長男をもらふといふ順序、然し良い子供がなければ養はず。

女の子一人のときは養老女婿をもらふ。

### 2. 分家

○分家の行はれる場合

一、夫出遅く収入が少なくて生活困難にふつたときに分家が行はれる。

二、大家族の時は節制が出来兼ねる故に各個に分家する。

三、両親の生存中は兄弟仲良きも両親が亡くなると、当家の命令を聞かなくなる為

## 分家する。

### ○分家の方法

兄弟仲の睦じき時は兄弟相談の上分配を協議し其の村の中で字の書ける信用ある人に頼んで分家單を作成してもらう。

（兄弟不和の時）

怒らざる時は同族、老人、先輩、他の有つ宿を頼み分配の方法を依頼委託す。

親族会議を閉く事なし唯分家する理由を了解してもらうのみである。

○分家は専ら兄弟の間にて行はれる。

○祖先の祭は大体長子に継けて行くものとす。

○親を扶養するのは親の好きな子供に任せ居る地といふものを持って行くを一統とす。

○分家單は作成する分家する故に依り各一枚宛書つ之は一種の財産目録の如きものなり。

### 三 家産の分割

○女子は家産の分割に與らなす。

○祖先を養ひ親を扶養する者に別に動産、不動産を委く與へない。

而親を扶養する者は両親の養ふ地を自己の耕地と同一耕作し、両親には良い食物を供する。死後は養ふ地を葬儀の費用に充當する。

### 三 分割の方法



兄弟の仲の悪い時は全財産を分家の数々に平等に分割し抽籤に依つて決定する。

兄弟仲の良い時は申合せを分配する。

耕地の分割は上、中、下を各々分割せんとする數に分割して分けるを最も普通とす。此場合現在之處耕作に不便を感じない。

時に上、中、下地を按分して各人の耕地を一ヶ所に纏める様に分割することも稀に行はれる。

。出稼人も同様に耕地の分配を受けるを原則とす。

。收養地、脱養場

收養地は分家軍としては分割するも事實は共同に使用するを普通とす。

脱養場は分割後も共同で使用するを例とす。

。分割の結果定営上に及ぼした変化、本宅には具体的を例なし。

。家屋の分割も出来得る範圍にて行ふ。然り割當らなむ時は他の財産にて多く分與する即ち家の代りに土地のみ家畜を多くもらうことにする。

。分割困難といふ事はなむ。

。一旦分家をした以上は判然と別々の生計をなす。

。分割後共同耕作をなす事なし。

。地券の分割は分家した数々に届出て、登記する縣公署或務司

或は地券面積の上地 $\frac{1}{2}$ 、中地 $\frac{1}{3}$ 、下地 $\frac{1}{6}$ の面積分納のるのである。

○ 墓地は関係なし天同管理

○ 動産の分割は出承得る限り総価額に於いて平等に在る限りに分割する。例、上等馬を買った者と下等馬を買った者との場合、後者は不足分として小器具を買ふが如し。

○ 分割の結果後者は漸次不足を来しつゝあり。

○ 家具や金銭も各自が平均する限りに分割する。

○ 分家單に記載するは、不動産・土地・家屋・動産・債権・碾子・磨・大車等、  
の買價の分割

買價のある場合に取産のある人は分割する前に買價に相当する分だけ取産を除外して後分割する。

取産なきときは各自平等に負担する、其際債権者を呼んで分家する各自が返済期日を定め、同意を成める。

分家後は各自が保証人を依頼する。

### 一、 分家 分家

分家 民國十二年十一月の向源鴻展氏が私墓を産出する。其後、大同元年二月より南豊元年十二月半は返産してゐた、其後は中止せり。其の理由



本セには入典 出典地のあるときに分派した例なし。

本セの児童十四一五名通学してゐたると、水害のため生活困難となり通学が漸減し三十四名迄に減少せる極なり。

学校 本セには学校なし。

本セの児童は三級初級小学校に入學してゐる。

本小学は民國十二年八月一日創立（区立）

現在の概況

教員二人 月俸二六円 二四円

范鼎平  
盛世吾

生徒数五十一名（二級四組に分つ） 男四十名 女十一名

教科は文教科検定のもの

科目 算術、國文、図画、習字、物身、唱歌、手工、体操

教授法は複式教授

生徒卒業後の動向、高等小学校（北南條或裡）に進級するもの 十人中一人



# 第六節 風俗、習慣

## 一、結婚

結婚年令 男十八—二十二才

女十七—二十才

早婚 十七才  
中婚 二十才

晚婚 三十才  
二十五才

男女の年令は女は男より一—五才年下なり。

婚約期間 普通四—五年位 仲介人が双方に紹介す。

の相門外、男女相方の親が見に行く。

1. 紹介人と一緒に女の父母が男の家へ見に行く。

普通、袷着、袴、なるものを持って行く。(二円内外)

2. 次で男の方からも親戚の者と一緒に行く。

両親が交際する。

3. 盃小丸 男の方から女の方へ友の如きものを親、兄弟、親戚の者と持参する。

匣子 (内に紅糖、茶、化粧品、紅籠子等を入れる)

金銭 (藍着四十円、中産六十円、貴人八十円)

猪 一頭 酒三十升 白布名二匹 藍



4. 過大札 (過小札後一ヶ年立後) 男の方から女の方へ持参する。

猪 一頭 酒二十斤 布黒名大匹  
指輪 一ヶ(金) 虎輪一ヶ(銀) 耳輪一ヶ(銀)  
衣服 二着 袴、綿入各一着

以上は中産者の例なり、

5. 結婚式 (過大札後一ヶ月後)

結婚式の前日嫁を母、兄弟、姉妹、祖父、母、親戚の者が送って行く。婿の方では立役の人々が手伝ひ之等の人々を泊める。

翌日馬車 (赤い布で飾つて) で嫁を迎へに行く。婿の家の門前にて娶親妻二人が嫁を車から下す。

嫁に進む此の立役の机の上に一斗料を置き、親言を立て婿が四度拜む其の後男は自分の考に歸る嫁も後みら入る、之を入羽考といふ。

嫁は南に向つて髪を結ひ衣服を更へ男の親、兄弟、親戚の人々を敬座する。

当日口男の親戚、友人、同族が金を持って祝に来る。

結婚の費用

|       |      |       |      |         |   |       |
|-------|------|-------|------|---------|---|-------|
| 婚大、小礼 | 上    | 一五〇。円 | 中    | 二〇〇。円   | 下 | 二五〇。円 |
|       | 婚礼費用 | 一五〇。  | 一〇〇。 | 三〇一五〇。円 |   |       |

年工等に、被身者の多いのは金次第の小ざまり。

二、葬儀

- 一 一ニ才のものは粟俵にて巨んで捨てる。
  - 三 一十四才のものは石油をかきつけて焼く久高俵俵にて包み埋葬する。
- 十五才以上は棺に入れる。但し貧乏人は三十才以上とする。費用其他は左の如し。

|    |        |       |       |      |    |
|----|--------|-------|-------|------|----|
| 棺  | 老人     | 一〇〇。円 | 五〇。円  | 一五円  | 七円 |
|    | 若人     | 一五円以下 |       |      |    |
| 費用 | 上      | 二〇〇。円 | 一〇〇。円 | 三〇。円 | 五円 |
|    | 出棺迄の日数 | 一週間   | 四日    | 一日   | 一日 |

宿及其他の費用も同一階級にても老人、若人等に依り夫々異なるは勿論なり。





○服喪 ヌケ年（漢人）ハ漢人口石日

服喪中は白い帯をしたり帽子に白布を附し、白靴をはく。

○遺骸死後一週間、三週間、五週間、百日、一週年、三週年に詣る。

普通の日には清明節七月七日、七月十五日、十月一日、年間に詣るを普通とす。

### 三、舊習の習慣

留者が一般に持つ事もあつても一般には行はれず。

行小場合は 1. 相続人のない時 2. 本妻を遺小場合等なり。遺民は舊習を行小場合もなけれ

ば、出来なす。

○遺足、現在遺足の習慣なし、三十才以上の者により。

○民國元年に遺足及年喪の禁止令が出た。尚ほ夫死以後は行はれなし。

○阿比の吸飲行はれず

○賭博行はれず

○人身売買も行はれず

